

## 白石市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）を策定

本計画は、保健医療関係者、福祉関係者、介護保険サービス提供事業者、市民の代表から構成される「白石市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会」において、各種データの収集・分析、関連組織との連携を踏まえて議論・検討を行った後、「白石市介護保険運営協議会」に諮り策定しました。

本計画では、前回の計画を引き継ぎ、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れるまち」を基本理念として、高齢者が増加する2025年に向けて、高齢者が介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

そのために、高齢者の社会参加の支援や健康づくりに関する普及啓発を推進します。また、要介護高齢者がいつでも訪問介護、訪問看護を受けることができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の新設を計画します。

計画書は市のホームページで公開するほか、長寿課及び健康推進窓口で閲覧できます。

### ●人口などの見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人口	34,085人	33,689人	33,294人
高齢者数（65歳以上）	11,647人	11,773人	11,903人
高齢化率	34.2%	34.9%	35.8%
要介護・要支援認定者数	1,997人	2,028人	2,056人

### ●費用の見込み

単位：万円

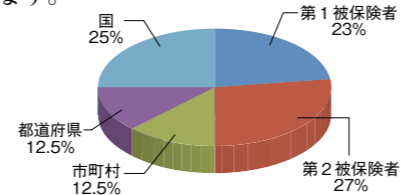
	第6期計画	第7期計画	増加額
	平成27～29年度	平成30～32年度	
介護保険給付費 在宅サービスや施設サービスの介護保険サービスにかかる費用など	980,581	998,445	17,864
地域支援事業費 すべての高齢者を対象に市が行う事業（各種教室など）	52,221	70,072	17,851
総合計	1,032,802	1,068,517	35,715

※約3億5,700万円の増加見込み

## 平成30～32年度の介護保険料額（65歳以上）が決定

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	2,430円	29,100円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越え120万円以下の方	基準額×0.75	4,050円	48,600円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	4,050円	48,600円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	4,860円	58,300円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	5,400円	64,800円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	6,480円	77,700円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	7,020円	84,200円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	8,100円	97,200円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	9,180円	110,100円

第7期介護保険事業計画期間の介護保険サービスにかかる費用は、半分が公費、残りの半分は皆さんが納める保険料を財源としています。



65歳以上の第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%、40～64歳までの第2号被保険者の負担は27%です。65歳以上（第1号被保険者）の方が納める保険料は左の表のとおりで、「基準額」をもとに、所得や課税状況に応じて段階的に設定しています。本計画では「基準額」は「月額5,400円」に決定しました。

なお、第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険と一緒に納付します。

☎長寿課 ☎22-1361

第1号被保険者の介護保険料は、前年の所得等に基づいて決まりますが、前年の所得等が確定するのは6月以降です。7月上旬に、平成30年度の保険料の決定通知書を、税務課から送付します。

☎税務課 ☎22-1331



## 平成30年度 介護保険制度改正のお知らせ

平成12年度から始まった介護保険制度は、3年ごとに制度改正が行われます。本年度は制度改正の年となりますので、その概要についてお知らせします。

☎長寿課 ☎22-1361

### 平成30年4月からの改正点

#### ■介護報酬が改定されました

介護報酬（介護保険サービスにかかる費用）が改定されました。そのため、サービスを利用したときの利用料も変わりました。

#### ■介護保険料が変わりました

平成30～32年度の介護保険料が決まりました。詳細は左ページをご確認ください。

#### ■合計所得額の控除の扱いが変わりました

利用者負担割合、高額介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費、介護保険料の算定の基準となる「合計所得額」について、土地・建物等の売却収入等を所得として取り扱わないことになりました。

### 平成30年8月からの改正点

#### ■所得が高い方が受ける介護保険サービスの利用者負担割合が2割から3割になります

介護サービスを利用した場合、利用者負担額は原則としてかかった費用の1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担でしたが、8月から2割負担の方のうち、特に所得が高い方は3割負担になります。

要件	利用者負担
①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上 ①と②両方の要件に該当する方	3割
①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上 3割の要件に該当せず、①と②両方の要件に該当する方	2割
上記以外の方	1割

※その他の合計所得とは、給与収入や事業収入から給与所得や必要経費を控除した金額です。

#### ■高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の自己負担が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」について一部の限度額が変わります。